

## JSCA 建築構造士登録更新に関するお知らせ

**登録更新を希望する場合**

◇あなたの JSCA 建築構造士登録の有効期限は[2024年3月31日]です。念のため登録証(顔写真入りカード)を確認して下さい。(コロナの影響により有効期限を1年延長しているため、登録証の有効期限は2023年3月31日となっています。)

登録更新をするか JSCA 名誉構造士称号を申請するかの二つの選択肢があります。登録更新を希望する場合、早めに登録更新に必要な評価点を取得し、登録更新の準備をして下さい。

評価点についてはすでにお知らせしておりますが、以下によって取得します。

**登録更新申請書(1-3)に、更新申請時点において直近に受講した構造設計一級建築士定期講習の「修了証の写し」を必ず貼り付けて下さい。**これは、JSCA 建築構造士の更新資格があることを証明するものです。

**①JSCA が主催する定期講習会・指定講習会等に参加した場合[5点]、[10点]、[20点]または[25点]**

## ◆①の講習会等に参加した場合

- ・「点数シール」が配付されます。「参加者名」欄に氏名を記入しておいて下さい。
- ・オンライン講習会は点数シールの配布がないため、更新案内に各自が取得した講習会の指定番号、点数等が記載されております。そちらを申請書に転記して下さい。詳細は「JSCA 建築構造士 登録更新申請要領」を参照ください。

**②JSCA が共催・協賛・後援する講習会・見学会等に参加した場合、1回につき[5点]または[10点]**

## ◆②の講習会等に参加した場合

- ・他団体主催の講習会では、原則として「点数シール」は配付されませんが、共催の場合一部「点数シール」が配付されます。

シールに替えて、原則、参加証・修了証または領収証を参加の証と致します。

コピーでも可としますので、指定番号・実施日・講習会名等をメモしておいて下さい。

- ・2009年度より「一級建築士定期講習」を [10点] とします。(指定番号を設定)

- ・2011年度より「構造設計一級建築士定期講習」を [10点] とします。(指定番号を設定)

※一級建築士定期講習、構造設計一級建築士定期講習の場合は、「修了証の写し」を添付して下さい。

**ただし、(1-3)に貼り付けた構造設計一級建築士定期講習は、再度の修了証の写しの添付は不要ですが、必ず(1-1)の②には記入して下さい。**

※(一財)日本建築防災協会主催の「耐震改修技術者講習会」を受講された方は、「受講修了証の写し」を添付して下さい。

1日目の「国土交通大臣登録 耐震診断資格者講習」は評価点対象外となりますのでご注意ください。

**③実務経歴書を提出し、審査を受け取得する場合、[50点以内]**

- ◆実務経歴で評価点を取得しようとする場合には、所定の[実務経歴書]の用紙に必要事項を記入し提出して下さい。これの評価点は[50点以内]となっており、実務審査WGの審査により50点未満の評価もあり得ることに留意して下さい。

なお、①と②の合計ですでに100点に達している場合には、[実務経歴書]の提出は不要です。

◇評価点合計[100点]以上で登録を更新します。登録の有効期間は5年となっているため今回の申請は「点数シール」の有効期限が2023年3月31日(この日を含む)以降、または参加講習会等の開催日が2017年11月15日以降のものを有効とします。ただし、一級建築士や構造設計一級建築士の定期講習は、2018年3月31日(この日を含む)以降のものが有効です。

申請受付期間は **2023年11月15日～2023年12月14日** です。

◇登録更新申請書：JSCA ホームページ(<https://www.jzca.or.jp>)の「JSCA 建築構造士登録更新」に、申請書類一式を掲載しています。ダウンロードしてご使用ください。

◇審査の結果適格と認められた場合、新しい有効期限の登録証を2024年3月末に送付致します。

**JSCA 名誉構造士を申請する場合**

◇ホームページに詳細を掲載しておりますのでそちらをご確認ください。